三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字杉谷四一三・四一四の一・大字和田三六の一・八九〇から八九二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町葛原字大橋二二八の二五（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市上出部町字尾挟一〇四七の六、一〇四八の六
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市上出部町字尾挟一〇四二の七、一〇四三の四、一〇四七の六、一〇四八の六
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市逢瀬町多田野字東小森一の二、字滝ノ沢一の二
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市逢瀬町多田野字東只子一の二一、一の二三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一七の一九から一七一七の二一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字滝沢字平大山二五三五の三〇・二五三五の三四（以上二筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字滝沢字平大山二五四二の三（国有林）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字久原字寺谷九四二の二一三から九四二の二一六まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の一六、二三一四の一七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町台ヶ原字中台二三一三の一一、字上法坂二三一四の五、二三一四の一八から二三一四の二二まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市桑久保字金子四四三の五・四四四の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市桑久保字金子四四三の五・四四四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四四の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年七月二十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市桑久保字金子四四三の五・四四四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四四の二、四四二の三、四四三の二、四四三の三、四四四の六、四五七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）